東北北海道整備局 分収造林契約 新規契約箇所一覧(平成23年度)

整理番号	分収造林契約地の所在市町村 (合併前の市町村) *注1	契約面積 (ha)	選 定 基準 _{※注2}	重点化基準※注3	B/C*注4	備考(重点化基準の具体的内容)
	北海道川上郡標茶町	10	<u> </u>	1	2. 25	(釧路川流域)
2	北海道空知郡奈井江町	50	ア	1	2.20	(石狩川流域)
3	岩手県二戸郡一戸町	19	イ	12	2. 13	(①馬淵川流域 ②一戸町上水道)
4	岩手県岩手郡岩手町	16	ア	12	2. 29	(①北上川流域 ②岩手町上水道)
5	岩手県陸前高田市横田町	22	イ	2	2.51	(金成簡易水道)
6	岩手県一関市	27	イ	12	2. 13	(①北上川流域 ②一関市厳美上水道)
7	岩手県九戸郡洋野町(九戸郡大野村)	24	イ	2	2.30	(久慈市上水道)
8	宮城県栗原市 (栗原郡栗駒町)	13	ア	12	2. 27	(①北上川流域 ②栗駒ダム)
9	宮城県登米市津山町 (登米郡津山町)	5	イ	12	2.10	(①北上川流域 ②登米市黒沢簡易水道)
10	宮城県登米市津山町 (登米郡津山町)	16	ア	12	2.10	(①北上川流域 ②登米市黒沢簡易水道)
11	秋田県横手市	18	ア	1	2.56	(雄物川流域)
12	山形県西置賜郡飯豊町	7	イ	1	2.56	(最上川流域)

- 注1 平成11年4月1日以降の市町村合併を対象。 注2 選定基準は次のとおり。
- ア:無立木地 イ:散生地 ウ:粗悪林相地 注3 重点化基準は次のとおり。備考欄に重点化基準の具体的内容を記載。
 - ①:2以上の都府県にわたる流域または1級水系を含む流域
- ②: ダム、簡易水道を含む水道施設等の上流等 注4 「B/C」: 便益 (B) を費用 (C) で除算した値。林野公共事業の採択基準は、B/C≧1.00。 注5 「併括管理」: 契約面積が5ha未満の箇所において、複数の団地を一括して管理することをいう。